

参考資料

和泉市建築基準法施行条例の一部改正 新旧対照表

新		旧												
<p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第68条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定を含む法第18条第16項の規定による工事完了の通知者は、第3項及び第6項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2,000平方メートル未満のもの</td> <td>112,800円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>181,300円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td> <td>235,400円</td> </tr> </tbody> </table>		項	床面積の合計	金額	1	2,000平方メートル未満のもの	112,800円	2	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300円	3	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円	<p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第68条 略</p> <p>2～7 略</p>
項	床面積の合計	金額												
1	2,000平方メートル未満のもの	112,800円												
2	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300円												
3	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円												

新			旧		
4	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500円			
5	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500円			
6	50,000平方メートル以上のもの	428,100円			
<p>備考 床面積の合計とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の面積をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）で、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定により建築物の増築の認定を受け、かつ、これらの認定を建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の適合通知書の交付を受けたものとみなしたとき、当該増築に係る部分の床面積の合計に当該増築する部分以外の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p>					
9	次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		8	次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。	

新			旧		
項	区分	金額	項	区分	金額
(中略)			(中略)		
25	法第68条の4の規定による認定の申請をしようとする者	略	25	法第68条の4第1項の規定による認定の申請をしようとする者	略
26	法第68条の5の3第2項の規定による許可の申請をしようとする者	略	26	法第68条の5の2第2項の規定による許可の申請をしようとする者	略
27	法第68条の5の5第1項の規定による認定の申請をしようとする者	略	27	法第68条の5の4第1項の規定による認定の申請をしようとする者	略
28	法第68条の5の5第2項の規定による認定の申請をしようとする者	略	28	法第68条の5の4第2項の規定による認定の申請をしようとする者	略
29	法第68条の5の6の規定による認定の申請をしようとする者	略	29	法第68条の5の5第1項の規定による認定の申請をしようとする者	略
(以下略)			(以下略)		
備考 略			備考 略		
10、11 略			9、10 略		
(確認、検査等の証明及び手数料)			(確認、検査等の証明及び手数料)		
第69条 市長は、申請があった場合には、法第12条第8項の台帳に記載された事項について証明をすることができる。			第69条 市長は、申請があった場合には、法第12条第7項の台帳に記載された事項について証明をすることができる。		
2 略			2 略		